

# 亀川中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 作製

平成30年4月 改訂

海南市立亀川中学校

## 目 次

1	はじめに	1
2	いじめ問題の基本的な考え方	1
	（1）いじめの定義	
	（2）いじめの様態	
	（3）いじめの理解	
3	いじめの防止等の学校の取組	3
	（1）いじめの防止等の対策のための組織	
	（2）未然防止	
	（3）早期発見・早期対応	
	（4）教職員の資質能力の向上	
	（5）家庭・地域との連携	
	（6）継続的な指導・支援	
	（7）取組内容の点検・評価	
4	重大事態への対処	7
	（1）重大事態の判断・報告	
	（2）重大事態の調査の実施と結果の提供	

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。

本校においては、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的にいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき定められた県・市のいじめの防止基本方針（以下「いじめの防止等」という。）に依拠し、第13条の規定により、総合的かつ効果的に推進するために本校の防止基本方針を策定する。

## 2 いじめ問題の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

#### 防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

### (2) いじめの様態

いじめは、冷やかしゃやかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃやかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

◆心理的な影響

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

◆物理的な影響

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

その際、次のような児童生徒の心理及び態様から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ア 一人ぼっちになりたくない。
- イ みんなに知られたらよけいにみじめ。弱い人間だと思われたくない。
- ウ 親に余計な心配をかけたくない。
- エ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- オ 自分が悪いのではないか。
- カ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

<具体的ないじめの態様、直接的ないじめ、間接的ないじめ>

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる。
- キ パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

〈平成29年3月の改定により追加〉

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等の学校の取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織「学校いじめ防止会議」（以下、『防止会議』という。）を設置する。

イ 防止会議の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー。

\* 必要に応じて、外部有識者、当該学級担任、部活動担当等が入る

ウ 防止会議は次のような役割を担う。

(ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(I) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

### (2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

## ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

## イ 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

特に、生徒総会では議題として取り上げ、毎年の生徒会宣言等へ入れるものとする。

## ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

## エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

## オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会関係者等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度等を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

## カ 温かい学年・学級集団づくり

個々の生徒の良さを把握し、一人一人に有用感を感じさせるとともに、共に助け合い、励まし合える温かい学年・学級集団作りに努めるものとする。そのためにも、個々の生徒との教育相談活動を充実させ、一人一人の心を把握するとともに、委員・係活動を活性化し、生徒のリーダーシップのもと仲の良い学級作りを行う。

## キ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等の周知を図る。

### (3) 早期発見・早期対応

#### ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

##### (ア) 生活アンケート等の実施

- ・生活アンケートを6月、11月、2月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。
- ・回答の時間を十分に確保するとともに、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにさせて、学級担任等に直接提出させる。
- ・学級担任等は、いじめアンケートの結果について直ちに学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、管理職に報告する。
- ・毎日の生活ノートや復習ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。

##### (イ) 教育相談体制の充実

- ・定期的に個人面談（少なくとも学期に1回）や、保護者を交えた三者面談（1, 2学期）を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ・スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

#### イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(イ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

##### (ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

##### (イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

#### (ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

#### (I) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

#### ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

#### エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（5月、8月）、校内研修を行う。

なお、教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながることに留意する。また、体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であることから体罰により生徒を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長させるものであり、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあることを認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める。

#### (5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、育友会総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事（合唱大会、体育祭、文化発表会、人権尊重作文発表会等）への参加を促したり、連携した指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

#### (6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

なお、対応によっては、いじめが解決したと思っても、逆に複雑化、深層化してしまい、いじめが見えにくくなっていることや、いじめる対象が変わったり、立場が逆転していたりする場合もあることから、関係する生徒を組織的かつ継続的に指導・支援するように全職員で留意する。

#### (7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、防止会議を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の判断・報告

法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、国立教育政策研究書が示す重大事態対応フロー図に基づき、直ちに適切な対処を行う。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ul> |
|--|

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受

けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

## (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

- ア 海南市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)に直ちに報告する。
- イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者(ここでは市教育委員会)が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。
- エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒とその保護者に提供する。